

県税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなどの一定の要件に該当するときは…



その県税の納期限から6か月以内に、管轄の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

などにより、県税を一時に納付することができないと認められるときは…



管轄の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

※上記の⑤の場合は、納付すべきこととなった県税の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

猶予を受けるための手続については裏面へ

<お問い合わせ先>

水戸県税事務所	〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1	TEL029-221-6605・6768
常陸太田県税事務所	〒313-8666 常陸太田市山下町 4119	TEL0294-80-3314・3316
行方県税事務所	〒311-3893 行方市麻生 1700-6	TEL0299-72-0482・0772
土浦県税事務所	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26	TEL029-822-7205・7208・7230
筑西県税事務所	〒308-8511 筑西市二木成 615	TEL0296-24-9157・9190

申請の手続

▶提出する書類

①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」

②「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③担保の提供に関する書類(担保の提供が必要な場合)

④災害などの事実を証する書類(徴収猶予の場合)

※り災証明書, 医療費の領収書, 廃業届, 決算書など

▶申請の期限

・換価の猶予: 猶予を受けようとする県税の納期限から 6 か月以内

・徴収猶予 : 表面①から④に該当する場合の徴収猶予については、申請の期限がありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面⑤に該当する場合の徴収猶予については、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までに申請してください。

▶猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、県税事務所から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、県税事務所から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や県税事務所長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・県税事務所長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が 100 万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、猶予を受けた県税は、猶予期間中の各月に分割して納付する必要がある場合があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、管轄の県税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長 2 年)。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となった場合 など